

米国の特許訴訟段階でクレーム発明が限定的に解釈されることを
未然に回避するために講ずることが好ましい措置

2016年08月01日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

米国特許明細書において記載した内容、または、権利化のプロセスにおいて論じた／反論した内容が、後日、特許侵害訴訟において係争クレーム発明の解釈に影響を与え、特許権者にとって不利に働くことに関し、連邦地方裁判所／CAFCは多数の判例において明らかにしています。

特許明細書において、または、権利化の過程において、どのように記載する／反論することが好ましいか、及び、係争事件においてクレーム発明が限定的に解釈されないようにするために、どのような措置を講じておくことが好ましいか、について以下に説明します。

【全5頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.